

■三菱地所グループポイントプログラム利用規定

対象条項	現行	変更後（2026年11月30日適用開始分）
第1条 第2項	三菱地所グループポイントプログラムは、当社が定めるJCB会員規約、および三菱地所グループCARD会員特約・三菱地所グループCARD（丸の内カードー体型）会員特約・三菱地所グループCARD（みなとみらいポイントカードー体型）会員特約（以下総称して「三菱地所グループCARD会員特約」という。）に規定する付帯サービスとして提供されます。本利用規定に定めのない事項については、JCB会員規約および三菱地所グループCARD会員特約が適用されます。	三菱地所グループポイントプログラムは、当社が定めるJCB会員規約、および三菱地所グループCARD会員特約・三菱地所グループCARD（丸の内 ポイント ー体型）会員特約・三菱地所グループCARD（みなとみらい ポイント カードー体型）会員特約（以下総称して「三菱地所グループCARD会員特約」という。）に規定する付帯サービスとして提供されます。本利用規定に定めのない事項については、JCB会員規約および三菱地所グループCARD会員特約が適用されます。
第9条 第5項	当社がお買い物券を発送したにもかかわらず、交換可能会員が故意によりお買い物券の受取を拒絶した場合、当社は原則として前項の解除または取消を行わず、したがって当該お買い物券と交換したことにより既に減算されたポイントは、本会員に対して返還されません。当社によるお買い物券の保管期間は、当社が最初にお買い物券を発送した日から6ヵ月とし、保管期間満了後は、当社にて、当該お買い物券の廃棄等の処分を行うことができるものとします。	当社がお買い物券を発送したにもかかわらず、交換可能会員が故意 または重過失 によりお買い物券の受取を拒絶した場合、当社は原則として前項の解除または取消を行わず、したがって当該お買い物券と交換したことにより既に減算されたポイントは、本会員に対して返還されません。当社によるお買い物券の保管期間は、当社が最初にお買い物券を発送した日から6ヵ月とし、保管期間満了後は、当社にて、当該お買い物券の廃棄等の処分を行うことができるものとします。